

年金を軸にした 社会保障闘争の歴史



元中央社保協副会長、元総評社会保障局長
年金実務センター代表

くもん てるお
公文 昭夫

年金は「恩給」から始まった

長年にわたって社会の発展に貢献してきた高齢者に、公的な責任と負担で豊かな老後（高齢期）を保障するのが「年金」制度の基本だとするならば、日本の戦前にはまさに「年金」はなかったといえます。

絶対主義的天皇制を基調として出発した日本の資本主義、明治政府の老後保障は、国家的救貧対策としての恤救規則からはじまります。もちろんこの制度は、高齢者のみの救済を意図したものではなく、明治維新の変革過程で生み出された窮乏と社会不安に対応する治安対策、福祉的措置としての救貧規則でした。そのなかの一部として、たとえば「70歳以上の重症者、廃疾者で働くことのできないもの」が含まれ、それも極貧の極限状態におかれた人だけを対象にするものでした。

この恤救規則とほぼ時を同じくして、陸・海軍人の恩給制度がつくられます。すなわち1875（明治8）年の海軍退隠令、76（明治9）年の陸軍恩

給令です。約10年後の1884（明治17）年には官吏恩給令が制定されます。当初は国の官吏のみを対象とし、雇員とよばれた一般公務員は対象外でした。その後、1923（大正12）年に「恩給法」として統一され、地方行政機関の官吏、雇員にも準用されるというかたちで「恩恵」の枠を広げていきます。

この恩給制度創設の意図が、「富国強兵」の思想を土台に、拡大されていく戦争政策の強化、官僚主義による人民支配強化のための国策的労務管理にあったことは明白です。したがって加入対象そのものが、そうした思想の枠内に限定され、圧倒的多数の労働者・国民は完全に度外視されました。

侵略戦争拡大・軍事費調達 の年金創設

恩給制度の拡大と並行して、日本は1894（明治27）年の日清戦争を皮切りに日露戦争へと戦火を広げ、1937（昭和12）年には日中全面戦争へと突入していきます。そんななかで1929（昭和4）年



春闘共闘による4・17年金ストの都職労品川支部の職場大会(1973年)

に始まるアメリカ発の世界大恐慌が30年代には日本にも影響を及び、深刻な不況による労働問題(失業対策等)とあわせて、戦力増強、いっそうの富国強兵策強化を目標に、国家的社会保険制度確立、整備をめざすことになります。

こうして誕生するのが、1939(昭和14)年の船員保険法であり、1941(昭和16)年の労働者年金保険法です。いずれも太平洋戦争直前とぼっ発の時期につくられたことに、そのねらいと性格が如実に示されています。

船員保険法は、病気、怪我などの疾病給付(医療保険)だけでなく、年金給付も含む総合保険としての特色をもちますが、なによりも戦争体制のもとで戦争遂行上、軍人や武器輸送などに重要な役割をはたす海上労働者の確保と労務管理を最大の目的とするものでした。

続いて成立した労働者年金保険も、出発当初は軍需産業で働くブルーカラー労働者(石炭、金属鉱山に働く地下産業労働者も含む)だけを対象とし、事務系労働者、女性は対象外とされました。船員保険同様、戦争遂行という国策に沿うかたちで生み出されたのです。したがって、制度創設の主たる目的は、労働者、農漁民の老後保障などではなく、侵略戦争拡大、強化のための有力な労務対策であり、同時に意図的に創造された「長期積立方式」で、第二の税金とよばれる保険料を吸いあげ(出発当初の労働者年金加入者は約350万人)、そのすべてを戦費、軍事費に費消するねらいだったといえます。

労働者年金保険法は、敗戦濃厚となった1944

(昭和19)年に厚生年金保険法と改称され、事務系労働者、女性労働者の加入拡大とあわせて、10人以上規模の企業の労働者としていた加入条件を5人以上に改めました。サービス内容の改善というよりも、保険料の収入増による戦費調達規模の拡大であったことは明白です。一方、年金「給付」については、加入当時40歳以上の労働者には老齢年金を支給しない、保険料だけ払わせるというものでした。

また、支給開始年齢は、平均寿命(当時、男性は47.97歳、女性49.63歳)をはるかにこえる55歳でした。これひとつとっても、制度創設の最大のねらいが戦費調達のための「収入」(保険料負担)にあり、「給付」は二の次、三の次であったことがわかります。これが、今日いまだに連続して起きている「消えた年金」問題の背後にある思想であり、さらには低年金、無年金、非正規労働者の未加入問題の放置といった制度「空洞化」のルーツです。



憲法25条を生かさぬ「再出発」

1945(昭和20)年、太平洋戦争は日本の敗戦で幕を閉じます。労働者・国民の生活困窮は言語に絶するものでしたが、同時に年金制度(厚生年金)も壊滅的な打撃を受けます。44年から45年にかけての加入労働者数は830万人から430万人へと激減。あわせて長期かつ完全積立方式の年金制度は、必然的に戦後インフレによる大幅な貨幣価値の下落に対して何の対応もできない状態でした。戦争中の年金積立金(1945年当時で帳簿上は14億円あった)は、すべて軍事費で雲散霧消。植民地として支配下にあった東南アジア、中国、朝鮮、台湾などへの「投融資」は、すべて回収不能の不

良債権と化し、にっちもさっちもいかないありさまでした。

戦後、いち早く立ちあがった労働運動の分野では、産別会議、総同盟などが「働かせろ、食わせろ」の失業保障要求とあわせて「厚生年金保険料の徴収を一時停止せよ」「国営社会保険化」などの年金要求を提起していました。当時の厚生省はこうした動きに危機感をつのらせ、1948（昭和23）年8月に大幅な保険料値下げという労働組合への譲歩を行う一方、給付内容、水準切り下げなどの方針で対応しました。本来ならこの時点で、欧米同様の財政方式、すなわち完全賦課方式に切りかえるべきでした。時間が経っていますが、今からでも遅くはないと思います。

そうしたなかで1950（昭和25）年、年金制度改革を含めた日本の社会保障制度改革、充実を求める社会保障制度審議会（会長・大内兵衛東大教授、当時）の「50年勧告」が公表されます。

勧告は、1946（昭和21）年に制定された日本国憲法25条の理念を正面にかかげて、「年金改革」にも一定の方向性を示しました。「すなわち制度の組み立てとして社会保険だけでは皆年金にはならない。生活が苦しい人たちへの全額公費による無拠出年金と社会保険による拠出年金の2本建てとすべきだ」という趣旨の基本構想が提唱されていました。

労働組合や社会党、共産党など革新政党の民主化要求運動の高揚を背景に、社会保障制度審議会は、1953（昭和28）年12月にも総理大臣に対して「年金制度の整備改革に関する件」という建議を行っています。そこでは、第一に厚年、船保、恩給、国公・地公の年金などを単一の総合年金制度として一元化する。第二に企業規模が5人未満の被用者、自営業者を段階的に単一の総合年金制度に一元化していくなどの提唱をしていました。「50年勧告」同様、政府は、この建議も無視しま



1974年にインフレ・物価高のなか高齢団体がデモ。この年から春闘は「国民春闘」に名称が変わった

す。その背景には1950年からはじまった朝鮮戦争、3年後の停戦といった激動に対応できない自民党政権と、労働運動の高揚とあいまった学者・専門家集団への警戒心が色濃くあったと思われます。

一方、厚生省は、1954（昭和29）年に、厚生年金の老齢年金支給時期に備えて「全面改正」と称する法「改定」を行います。

その要点は、①老齢年金（養老年金を改称）の支給開始年齢を20年かけて55歳から60歳に引き上げる、②老齢年金の基本年金額を定額部分と報酬比例部分の合計額とする（制度発足以来、原則として報酬比例一本だった）、③保険料率の据え置き、④国庫負担引き上げ等、でした。

この成立過程で重要な問題が出てきました。それは、後の「基礎年金」（国民年金）と合体する厚生年金の「定額部分」の年金水準を「生活保護法の二級地の生活扶助基準を参考に定めた」という厚生省の見解が明らかにされたことです。当然、国会では、野党から「こんな水準で生活できるのか」という追及があり、政府は「生活の有力な足しにはなるが、これだけで生活できるとは思っていない」と答弁しました。つまり、日本の基礎的な年金（国民年金の老齢基礎年金）は、政府自身が認めているように、もともと人間らしい生活を営むことのできる水準でないまま今日に至っているのです。



国民年金創設による 皆年金体制

1955（昭和30）年から60（昭和35）年の日米新安保体制づくりへ向けての数年間は、社会・経済、政治、そして労働組合、大衆団体の社会保障改善、改革を求める社会運動の面でも、ひとつの大きな転機となる時期でした。政治面では、「改憲」をかかげての保守合同、左右社会党の統一といった動きもありました。

年金問題では、1956（昭和31）年に発行された初の「厚生白書」が「（年金を）国民全部に拡大普及する具体的方策に着手すべき時機が到来している」と国民年金創設、皆年金をめざす課題を提起していました。

「厚生白書」の提唱が、50年代の労働者・国民生活のなかに広がりを見せる「格差」問題、完全失業者の増加などで低所得階層の貧困の固定化が急速に進むという情勢をうけての社会的要求、運動の高まりを背景とするものであったことは明白です。あわせて、同じ時期に政府が発表した「経済白書」が「もはや『戦後』ではない」と豪語し、60年代の高度成長政策への道筋を描いていたことも象徴的でした。

労働組合の賃上げ、失業保険改善要求とあわせて医療、年金、保育所増設などの社会保障改善の運動が、高揚する新安保体制反対運動と結合して高まります。そのなかでも、戦前から戦後にかけて放置され続けた農漁民、自営業者、一人親方とよばれた建設労働者などの年金、医療保険（国民健康保険＝国保の改善）への運動が強まります。労働者、国民の側からの要求、運動の主体は、当事者としての労働組合（全日自労、全建総連など）、自営業者の団体（全商連など）、民医連、医

療生協、全生連など関連団体などが中央、地方で活発な要求行動をくり広げ、世論をつくりあげました。

国民生活の実態からみても「皆保険・皆年金」確立の制度改革は待ったなしの課題でした。当時の就業者人口は約4200万人。うち厚生年金など公的年金加入者数は約1250万人。就業者人口の3分の2が、年金制度から排除されていたのです。医療分野でも、戦前につくられた名ばかりの国保から、多くの人が除かれていました。当然、大きな不満が政治不信に連動します。それを1955年にスタートした中央、地方の「春闘共闘会議」、58（昭和33）年に結成された中央、地方の社会保障推進協議会（社保協）が裾野を広げ、社会党、共産党など革新政党を通じて政治の場へ反映させました。地方自治体独自の敬老年金、母子家庭年金などが創設される動きも出てきました。

そうしたことを背景に、自民党政権も国民年金創設を選挙公約にかかげざるをえなくなり、1957（昭和32）年、社会保障制度審議会に国民年金創設の「基本方針」を諮問します。59（昭和34）年^{きし}に至って岸内閣が「制度創設の逐次実施」を決定する動きとなりました。

その特色は、第一に厚年・共済年金等と異なり、高額所得者、低所得者の別なく一律の定額保険料、加入期間だけで計算する定額年金という制度にしたことです。社会保障本来の原則である「応能負担」は度外視されました。第二に、当然考えるべきであった低所得層の保護、すなわち最低所得部分^{きし}を無拠出（全額国庫負担）とすることを排除し、あくまでもオール社会保険体制で実施したことです。この点について社会保障制度審議会は、答申のなかで「内容は極めて遺憾。無拠出年金を基本に据えるという会の意見がまったく考慮されていない。25年の受給資格期間も長すぎる。高い保険料で大量の滞納者の出ることを危惧

する」と批判していました。この「危惧」が今、的中し、「空洞化」の現実をさらけ出しているのです。

戦後最大の改革の場 ——73年「年金スト」

国民皆年金の形式だけは整ったものの、周知のようにその後の年金改善は遅々として進まず、制度上から見た改革にも目新しいものではありませんでした。年金額改善も、物価や賃金上昇とは関係なく、時の政権の政策的、政治的「配慮」で手直しされていました。制度発足時に当然セットで制度化されるべきであった「物価スライド制」を放置してきた結果が招いたものです。

一方、1960年代末から顕在化してきた高度成長政策の破綻が、若い労働力の都市集中の対極としての核家族化、高齢者層の急速な増加に伴う一人暮らし老人、老人世帯の孤立化、さらには公害をはじめとした健康破壊の進行といったかたちで重大な社会問題を引き起こします。地方、地域における政治不信が、革新自治体の誕生というかたちで高まります。

この時期の年金改善、制度改革運動のなかで、もっとも中心的役割をはたしたのは、総評、中立労連などを軸とした「春闘共闘委員会」（1957年に結成）に結集する労働者、労働組合だったと思います。1971（昭和46）年には、総評に加入する全国金属、私鉄総連、炭労、医労協といった主要単産を中心に「定年退職者の実態調査」が実施され、年金問題を職場の関心事としていく方向が芽生えます。

中央社保協や春闘共闘委員会、社会党、共産党、公明党、民社党などが参加する実行委員会方式の「第1回9・15高齢者大集会」が1万人の参



小泉内閣の年金改悪で衆院社会労働委員会での参考人質疑。前列中央が筆者（2004年）

加で行われます。1973（昭和48）年には、春闘共闘委員会の「年金改善統一ストライキ（年金スト）」を背景に、社・共・公・民社4野党共同の「年金改正法案」が国会に上程されます。現役労働者の決起とあわせて労働組合員OBである「高齢者・退職者の会」や高齢者の地域住民組織としての老地連（全国老後保障地域団体連絡会）などが組織され、「老人医療無料化」要求運動の高揚とあわせて年金改善運動にいっそうの厚みを加える動きも出てきました。

こうした全国民的運動高揚、幅広い「共闘」の総和が1973年春闘の「年金スト」でした。当時の首相、田中角栄^{たなかかくえい}は、54の労働組合（単産）が参加する春闘共闘委員会（1974〈昭和49〉年から国民春闘共闘会議）のストライキに一定の譲歩を示すことになりました。それが、①物価スライド制の国家的法制化、②厚生年金額の2.2倍引き上げ（国民年金額は2.5倍引き上げ）をはじめ、前後して、③老人医療の無料化（病院の窓口負担ゼロ）、④通勤途上災害の労災補償など、社会保障全般にわたる改善を実施させたのです。田中首相は、こうした改革に対して、国民向けには「福祉元年」を実現したと呼号していました。

新自由主義的年金改革の登場

「年金スト」実施の時期と重なるかたちで第一次石油危機が起きます。これを契機に自民政権

と危機感をあらわにした財界が一体となって「バラマキ福祉見直し」をとらえ、年金など社会保障の全面後退攻撃を強めます。

70年代半ばから後半にかけては、まさに第二次臨時行政調査会（臨調）の「行政改革（行革）」、憲法25条理念の全面的解体をめざす新自由主義的年金・社会保障「改革」を実施するための助走期間でした。1975（昭和50）年の三木武夫首相の「ライフサイクル計画」にはじまる各省庁の審議会、与野党、財界、労働団体などから百家斉放の年金提言が公表されます。

そのなかで、天下を二分する重要な発言が1977（昭和52）年にあらわれます。そのひとつが、かつての「50年勧告」を継承発展させた社会保障制度審議会の「皆年金下の新年金体系（建議）」です。主張の要点は「全額国庫負担による基本年金を土台とし、社会保険による所得比例年金を上へのせする」という画期的な改革構想でした。いわば、現在多数派となっている最低保障年金制度の原型といってよいでしょう。これに対して、厚生大臣の私的諮問機関としてつくられた年金制度基本構想懇談会が、これを否定する観点での報告を公表します。報告の要旨は、「年金は従来通り社会保険方式を堅持する。支給開始年齢65歳への引き上げ、財政対策として全制度共通の基礎年金を創設して財政調整する」というもので、結局、1985（昭和60）年の中曾根「行革」の年金「改革」で実現されることになります。

1980年代にはいって、1982（昭和57）年からスタートした中曾根内閣のもとで第二、第三の臨調答申が公表されます。年金・社会保障の基本を憲法25条の基本理念である国民の権利（生存権）、国の社会的責務から「自立自助、相互扶助、公務縮小、民間活力・民営化」にすりかえる新自由主義的「改革」の基盤がつけられました。

この基本的考え方にもとづく年金「改革」が

1985年に強行されます。「改革」された年金制度の特徴は、第一に全国民共通の「基礎年金」を創設したこと。ねらいは従来の国民年金に厚年、共済など被用者年金を組みこんで相互扶助・助け合いの財源構成としたことであり、当然、国庫負担削減に連動します。第二が、将来の年金支給開始年齢65歳への道をひらいたということです。第三に、年金保険料の段階的値上げ、給付水準切り下げへのルールを敷いたということです。その後の年金「改革」は、ほぼ5年ごとに微調整しながら推進されます。

1989（平成元）年の消費税創設（3%）とあわせて、20歳以上の学生の国民年金強制加入を付け加え、1994（平成6）年からは、年金支給開始年齢引き延ばしの具体化が決定されます。まず厚年、共済など労働者（被用者）年金の定額部分が65歳へむけて進行します。一方、保険料を通じての収奪強化がボーナスからも保険料を徴収（総報酬制）するという形で押し付けられます。この時期、1995（平成7）年に社会保障制度審議会（会長・隅谷三喜男、東大教授、当時）が「社会保障体制の再構築」という勧告（「95年勧告」）を公表。戦後一貫してかかげつづけた憲法25条理念順守の旗を投げ捨て、臨調答申に屈服、同調する方向を打ち出しました。あわせて同年、日経連が『新時代の「日本の経営」』を公表。賃金・雇用の破壊とドッキングさせた新自由主義的な年金、社会保障「改革」の方向を鮮明にしました。

今日、大きな社会問題となっている「積立金」の無責任なギャンブル的運用のルーツも、この時期から始まります。日米金融独占資本の合作で「市場運用の規制緩和」「投資雇問会社参入の全面解禁」などが、高級官僚の天下り確保とセットで始動します。

ここでぜひ指摘しておきたいのは、「95年勧告」で学者の良心が衰退したかの感のある社会保障制

度審議会の動向です。この勧告を最後に橋本内閣の「行革」によって社会保障制度審議会は、2000（平成12）年に解体、廃止されてしまいます。

詳細は省きますが、その審議会は、終戦直後の1949（昭和24）年に創設され、翌50年には、前述したように、戦後日本の社会保障のあり方を医療、年金、保育、福祉など全分野にわたって、これからの行末を明示する「50年勧告」を行っています。「50年勧告」は歴史的文献といってもいいでしょう。さらに、この審議会の特色は、各省庁の大臣の諮問機関ではなく、総理大臣の諮問機関だという点です。少なくとも廃止に追い込まれるまでは、日本国を代表する首相に、制度、政策を進言し、実施を勧告する機関だったということです。

それと、もうひとつの大きな特徴は、審議会を構成する委員の内容です。日本の最高レベルの学者、専門家を中心に、労使の代表に加え、政界の与野党の代表を参加させていたことです。当時の革新野党といわれた社会党は当然のこととして、選挙で一定の数を確保した時期の共産党からも委員が選出されていました。まさに立憲主義を絵に描いたような構成だったと思います。もちろん、自民党主軸の政府にとっては目障りな存在だったでしょう。90年代の橋本内閣、小泉内閣の手で廃止に追い込まれたわけです。私は以前から、この社会保障制度審議会の復活を提言してきましたが、あらためてその再建を強く訴えたいと思います。国民の声を代表し、学者、専門家と労働者・労働組合の公式の場での前向きの協議を復活させるべきだと思います。

小泉年金「改悪」を 安倍政権が継承



2008年から始まった反-貧困全国キャラバンの国会前での決起集会

2000年代の年金「改革」は、80年代からの新自由主義的「改革」をさらに加速、強化させました。その象徴的な「改革」が、小泉政権の手で行われた2004（平成16）年の年金改悪です。

「改革」の大きなポイントは、①5年ごとの財政再計算で年金を手直しする構想を改める、②何の科学的根拠もない「100年の安心」計画で、保険料、年金額の目標を定め、実施する、③この結果として、2017（平成29）年まで毎年、厚生年金、国民年金の保険料を法改正抜きで自動的に値上げする、④年金額も2023年まで自動的に引き下げていく、⑤その年金額引き下げの手法のひとつとして大企業の経済成長に従属させる「マクロ経済スライド」制を創設する（物価が上がっても、0.9%の調整率なるもので抑制）というものでした。

さらに無責任なのは、誰一人予測できるはずのない「100年後には、積立金をほぼゼロにする」などと国会で答弁する首相や官僚の厚顔さでした。個人的な話になりますが、私もこの04年年金改悪では野党の推せんで衆院社会労働委員会に公聴人として出席し、反対意見を述べました。そのとき同じ公聴人として参加していた大学の先生が、「経済の専門家でも、1、2年先の見通しが精一杯。100年など途方もない」と苦笑まじりに発言し、「もし、ちがっていたら誰が責任を負うのですか」と苦言を呈していました。もっともな意見ですし、逆に言うと「今後、100年間は、せつせと積立金を使って株価のつりあげや大企業へ奉仕する」と宣言したようなものです。

2004年の小泉年金改悪には、大きな特徴があります。それは第一に前述したように、できもしない「100年の安心」計画と銘打って、制度の根幹となる保険料（負担増）、年金額（引き下げ）、支給開始年齢引き延ばしなどの計画が中長期的に組まれているということです。第二に、制度改編の手法として、理論、実態を全く無視し、とにかく法にそった予算編成を度外視した「自然増」予算の算術的削減額を頭から決めるというやり口です。小泉政権の発足以降、毎年2200億円の社会保障予算を削減し、それにあわせて法律を改編するという改悪が8年間続きました（民主党政権、第一次安倍政権も含めて）。

今日の安倍政権は、小泉社会保障・年金改悪の敷いたレールを気軽に走り続けているうえに、「マクロ経済スライド」の改悪等で、さらに予算削減を積み増ししています。予算の機械的、算術的削減の手法も忠実に踏襲し、社会保障予算の年間自然増は、5000億円までしか認めないとしています。その結果、2013（平成25）年から2017年までの「自然増抑制額」は1兆5000億円に達しています。その被害は、負担増、給付削減というかたちで労働者、国民の生活崩壊、貧困の拡大に連動しているわけです。

こんな勝手気ままな安倍政治を野放しにしておくわけにはいきません。ことは人間の「生命」の問題、基本的人権の確実な消滅の問題です。本稿のしめくりとして、全世界の労働者・労働組合のたたかひの結果としての現段階での「社会保障はどうあるべきか」の定義を記して終わりたいと思います。

（1）現在193カ国が加盟している「国連」の定義

『世界人権宣言』

（1948年12月・国連第3回総会で決議）

『第22条 何人も社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力および国際的協力を通じて、また、各国の組織および資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的および文化的権利の実現に対する権利を有する』

（2）労働者階級の視点で採択された

『社会保障憲章』

（1953年3月・国際社会保障会議で採択された「社会保障綱領」を発展させ、1961年12月・第5回世界労組大会で採択、1982年2月・第10回同大会で改正）

『（社会保障の原則）①真の社会保障制度は、自分の労働で生活している人、働くことのできない人、一時的または永久的に労働能力を失った人のすべて、およびその家族構成員に、本人による何らの財政的負担なしに、法律で保障された基本的な社会的権利を承認することを土台としなければならない。…③社会保障は、その原因と理由にかかわらず、病気、出産、障害、老齢、労働災害、職業病、家族手当、失業および死亡などを含むいっさいの社会的責任と危険に対して適用されなければならない。…』

くもん てるお 1931年台湾生まれ。高知県教組勤務をへて、1955年から総評本部勤務。総評社会保障局長を務める。中央社会保障推進協議会副会長などを歴任。現在、年金実務センター代表。著書に『年金をどうする！ 基礎知識&改革方向』（共著、新日本出版社、2000年）、『年金不安 50問50答』（大月書店、2003年）など多数。

論文「年金を軸にした社会保障闘争の歴史」付属資料

労働組合の社会保障運動の歴史

1. 戦後の社会保障制度づくりと、改善の運動の始まり

(1) 敗戦後の労働組合の爆発的高揚、民主化運動の前進

〈労働組合の組織状況〉

45年 509組合 38万人

49年 3万4688組合 665万5000人 組織率53%

50年 2万9144組合 577万人 組織率46% 要求貫徹率48%

・ストライキと生産管理闘争（読売新聞、京成電鉄、日本鋼管など）

① 失業保障の要求を軸にした労働組合の運動

・産別会議（46年8月）、関東労協の要求（国営の社会保険創設。年金保険の保険料は全額事業主負担とする）

・総同盟（46年1月）、労働・生活条件向上、共同福利の増進、失業保険の確立

② 医師、看護師、患者など「いのち」を守るたたかい

・民医連運動などの高揚、労働組合と患者団体など市民団体との協力、共同

③ 社会保障の制度体系の前進

・失業保険（46年）、労災保険（46年）、国公共済法公布（47年）

緊急失対法（48年）、日本国憲法（46年）

(2) アメリカ占領軍による労働運動への弾圧

① 47年、GHQの2・1ゼネスト中止命令

・急速に産別内の「民同（民主化同盟）」の潮流強まる

・48年7月、政令201号、公務員の団交権・スト権はく奪

・49年、経済安定9原則（GHQと日経連の合作）、増税によるインフレ終息、賃金抑制・大量首切りの攻撃、産別は地域人民闘争で抵抗も徐々に衰退

・50年3月、総評結成準備会

② 50年1月、「50年勧告」の起草委員に近藤文二（社会保障専門家）、吉田秀夫（産別会議保健部長）などを委託。学者、研究者の労働組合運動への期待の反映

③ 当時の政策動向の特徴

・軍事的、政治的、経済的にアメリカへの従属を強いる。「バターより大砲」の選択

・懐柔から弾圧への占領の方針転換

・社会保障封殺の方向が強まる

④ 個別的組織の個別的な要求と運動の反映

2. 国民的協力、共同の統一された運動の芽生え

(1) 50年代後半の運動

- ① 53年からの基地反対・平和闘争の前進（内灘^{うちなだ}、砂川^{すながわ}）、町ぐるみ地域ぐるみの高野路線^{たかの}と産別賃金闘争の太田路線^{おおた}との対立深まる（労働運動）
- ② 社会保障闘争再構築の切り口・MSA（日米相互防衛条約）予算闘争（54年）
統一闘争、統一組織への萌芽。厚生年金全面改定（54年）
- ③ 53年、「社会保障綱領」（国際社会保障会議）の与えたインパクト（国際的連帯アピール）
春闘のスタート（55年）と健保改悪反対闘争
 - ・55年春闘での政府申し入れ「軍事費削り、国庫負担増やせ、失保、健保の支給期間延長、厚生年金積立金を住宅建設にまわせ」
 - ・56、57年春闘高揚—56年、労医共闘、保健医総辞退、最賃月額8000円要求、労働組合の組織拡大と地域共闘の軸として中小企業対策オルグの創設（総評）
 - ・59年春闘低迷—58年4月、国民年金創設
- ④ 58年9月5日、中央社保協結成（48団体）
- ⑤ 59年、原水爆禁止世界大会（被爆者救援制度の拡充・強化運動）、母親大会（「ポストの数ほど保育所を」運動）—社会保障運動の高揚
- ⑥ 60年安保闘争
 - ・58年「国民皆保険」、59年「皆年金」。草の根運動の広がり

(2) 60年代の社会保障運動の特徴

- ① 労働運動に対する資本の戦略の変化—弾圧から労使協調路線へ
 - ・安定賃金の導入—私鉄（東急・名鉄）、王子製紙、新日鉄（59年）、62年鉄鋼に職務給導入
- ② 労働組合に社会保障闘争定着
 - ・59年「最賃・社保全国活動者会議」、車の両輪論、総評生活保護実態調査
- ③ 61年、「社会保障憲章」（第5回世界労組大会）採択と運動
- ④ 池田内閣、安保闘争の高揚鎮静化を意識した高度成長政策、経済的利益の増進
〈賃金上昇率〉60年7.8%、61年9.2%、62年10.6%、63年11.1%
- ⑤ 62年春闘で「ヨーロッパ並みの賃金」要求
- ⑥ 運動サイドでも、国民生活のなかでの格差問題、労働組合の組織率低迷とも絡んだ企業間格差への問題意識強まる（社会保障制度審議会「62年勧告」）
 - ・59年、最賃、生活保護問題
- ⑦ 革新自治体の広がりとは大衆団体の老人医療無料化を求める運動の高揚

3. 73年年金統一ストライキと国民春闘。賃金闘争オンリーの欠陥の反省

- (1) 公害社会問題化と政治不信—革新自治体
- (2) 労働運動—15大要求と生活闘争、右翼的潮流とのせめぎあい
- (3) 中央社保協への求心力の衰え、地域の運動の役割の重要性の認識
- (4) 老人医療無料化要求を軸にした医療団体の共同広がる
- (5) 73年年金スト（52単産、353万人）、74年国民春闘（高齢者、障害者などとの国民的共闘の拡大）

4. 80年代、臨調「行革」の社会保障改悪戦略・運動に逆風

- (1) 中央社保協の闘争力分散（課題別共闘へ）
 - ・健保改悪反対中央連絡会、「軍事費削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動実行委員会、福祉団体共闘など
- (2) 労働運動の社会保障の軸足が4団体共闘へ
- (3) 臨調答申と社会保障後退

5. 「95年勧告」前後の動向—地域、草の根に依拠する社会保障運動再構築の動向強まる

- (1) 新自由主義的社会保障「改革」の国際的潮流（80年代より）
- (2) 89年、総評解散、連合への吸収
 - ・政労使「話し合い」で社会保障改革
- (3) 全労連の結成と社会保障3年闘争
- (4) 年金改悪反対闘争、全額国庫負担の最低保障年金制度の確立—権利、人権闘争の問題意識—94年年金改定で国庫負担増の付帯決議、地域福祉の拡大への歯止め、社会福祉の市場化
- (5) 政権の流動化と弱体化（自民単独政権崩れ、92年細川、94年羽田、村山の各政権、95年自民主軸の連立政権）

6. 安倍政権の社会保障解体戦略の思想と実像

安倍首相の「新たな国づくり」の意図

- ① 2018年通常国会での施政方針演説の狙い
- ② 全世代型社会保障の欺瞞
- ③ 年金「改革」の戦術と実像

作成：公文昭夫

資料：『人間らしく生きるための社会保障運動—中央社保協50年史』（中央社保協編集、大月書店、2008年）、『わが国の公的年金制度—その生い立ちと歩み』（吉原健二、中央法規出版、2004年）、『年金のはなし』（公文昭夫・庄司博一、新日本出版社、1990年）『社会保障運動全史』（社会保障運動史編集委員会編、労働旬報社、1982年）等より作成